

**令和6年度福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業  
(脱炭素×復興まちづくり推進事業) 補助金 (設備導入事業)  
問い合わせに係る回答**

番号	問い合わせ内容	回答
1	公募要領 P.7 再生可能エネルギーの変動調整機能、について、蓄電システム (据置型及び可搬型) の記載の中に、・・・再エネの発電電力と比して適切な規模のものに限る、とあるが、その「適切」の範囲を知りたい。	自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用するかどうか (再エネの利用量の拡大に資するかどうか) 等を、申請事業毎に審査の中で確認します。
2	採択結果後、リースに変更することは可能ですか。	・計画変更を前提とした申請は認められません。 ・リースによる設備導入は、補助対象となりません。
3	交付決定日はいつ頃になりますか。	9月下旬頃を予定しています。
4	補助事業の完了とは何を指しますか。	補助事業の完了日は、発電設備等の設置 (検収)、費用の支払い、発電・熱利用の開始の全てが完了した日となります。
5	半導体不足により設備の納期未定となった場合や系統連系手続きに半年以上かかる場合などに期間延長は認められますか。	補助金の交付申請を行った年度の2月末までに事業を完了することが補助要件です。(交付規程第4条第5項第十二号)
6	押印が必要な書類はありますか？	・市町村の構想等に基づく申請であることの確認書 (公募要領様式第5号) は、お見込みのとおり、市町村長の押印が必要です。
7	市町村の構想等に基づく申請であることの確認書には市町村長の押印が必要という認識で間違いありませんか？	・申請者の押印が必要な箇所は特段ありません。
8	福島県債権者登録の申請の、書類の趣旨を教えてください。 福島県の補助金を交付頂くのに、福島県での登録をするといったものでしょうか？	補助金の支払いに必要な事項をあらかじめ報告いただく書類です。
9	野立てで自家消費型太陽光発電を設置の場合、太陽光設備を設置する土地の登記簿謄本のみ提出で宜しいですか？	太陽光発電設備で発電した電力を利用する施設等の登記簿謄本についても提出してください。
10	使用前自己確認費用は補助対象外と記載されておりますが東北電力への技術検討・系統連系申請費用も補助対象外になりますでしょうか？	補助対象となります。
11	採択発表予定が9月、事業完了が2月とスケジュールがタイトになっております。時間の掛かる東北電力への技術検討・系統連系申請を採択発表前に進める事は可能でしょうか？	交付決定前に発注を行った経費については、交付対象にはなりません。質問の行為を事前に進めること自体は問題ありません。
12	公募要領P.7蓄電システム (据置型及び可搬型) の要件及び適用に、EMSとセットで導入とある。このEMSはどこまでのものを指しているのか教えてください。 ①データ収集、監視のみでよいのか？制御、自動調整も必要なのか？ ②システムの管理範囲に指定はあるか？	自家消費型再エネシステム内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御を行うハードウェア及びソフトウェアを指します。 なお、EMS機器の詳細については、公募要領P.8「エネルギーマネジメント (EMS) 機器」に記載のとおりです。
13	導入設備：太陽光発電・蓄電池 (テスラ Powerwall) ①蓄電池をあわせて導入予定です。P.7に「再エネの発電出力と比して適切な規模のものに限る」とありますが、注意点があれはご教示ください。(容量や台数など) ②P.17 審査基準・配点について、今回太陽光発電設備+蓄電池を導入する予定ですが、表番号1と番号2の項目について、蓄電池は該当となりますか。該当となる項目をご教示ください。 ③蓄電池の経費は、太陽光発電の対象経費に含まれるのでしょうか。	①番号1の回答のとおりです。 ②当該自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用する (再エネの利用量の拡大に資する) 蓄電池を導入する場合は、評価の対象となります。 表4「審査基準・配点」に基づく具体的な採点方法については、お答えできません。 ③公募要領P.7の「蓄電システム」に該当する場合は補助対象経費となります。
14	公募要領様式 第4号の「2 ③および④」について、枠内に記入しきれない場合、別紙に記入して添付資料とすることは可能ですか？	別紙としていただいても問題ありません。
15	公募要領様式 第6号の「費用対効果」の③耐用年数※2についてお尋ねします。今回、新築工場に太陽光発電設備の補助金申請を予定しています。どちらの耐用年数を採用すればよろしいですか？ A：「建物自体の耐用年数 (工場31年、事務所棟38年)」 ※別添3 法定耐用年数 (国税庁) B：「建物内で使用する機械設備 (22年)」 ※別表第二 機械及び装置の耐用年数表	「固定資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、業種等に応じ、実際に適用される法定耐用年数をご記載ください。
16	太陽光発電設備の設置予定建物が新築中です。(2024年8月中の引き渡し予定) 公募要領様式 第1号の「チェックシート」16事業を行う場所の登記簿謄本について教えてください。  土地の登記簿謄本：提出できます。 建物の登記簿謄本：取得できませんので代わりとなる書類を教えてください。	建物の登記簿謄本の代わりとなる書類については、当該建物の新築に係る工事契約書の写し、工期日程表 (完了予定日のわかるもの) 等の書類を提出してください。 また、当該新築工事が完了しましたら、速やかに当該建物の登記簿謄本を提出してください。 なお、資料番号14「事業スケジュール (予定)」に当該建物の新築スケジュールを織り込んでください。

17	補助率について、それぞれ1/2、2/3など設定されているが、1/2以内、2/3以内、とは記載がない。採択されれば基本的にはきっちり1/2、2/3を乗じた額が交付されると思ってよいのか？	予算の範囲内で交付しますので、対象の補助率以内となる場合があります。 なお、算定方法の詳細な取扱い（例：算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）については、交付規程第3条第2項及び別表第1第5欄「交付額の算定方法」を御確認ください。
18	【申請チェックシート No.21 カーボンニュートラルの実現を目標として掲げて対外的に公表していること、目標の内容が分かる資料】と記載がございますが、こちらの内容はこれから設置する設備の内容について公表を予定している資料でも問題ないでしょうか。	カーボンニュートラルの実現を目標として、具体的な取組や計画等を既に対外的に公表している場合に、確認できる資料をご提出いただくものとなっております。 なお、これから設置する設備の内容について公表を予定している資料ではありません。
19	チェックシートに「市町村チェック欄」がございますが、各書類に対して、事業を計画している市町村による確認が必要で、市町村によるチェックリストへのチェックの記載が必要という認識でよろしいでしょうか。	チェックシートにおけるチェック欄については、申請者が該当する区分に従って、提出書類に関するセルフチェックを行うものであり、ご質問の行為は不要です。
20	指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所に指定された施設について、ホテルは「災害時緊急一時避難施設」に該当し、これから登録予定の場合でも加算対象になりますでしょうか。	表4「審査基準・配点」に基づく具体的な採点方法（加算対象となるか）については、お答えできません。
21	【申請チェックシート No.28 代表事業者の申請年度の予算書】と記載がございますが、用意が出来ない場合の対処方法をご教示いただけますと幸いです。	代表事業者が市町村である場合に提出いただく書類です。
22	本事業において、電力への申請、系統連系立ち合い、主任技術者の立ち合い費用は補助対象になるか？	番号10を御確認ください。
23	太陽光発電+蓄電池システムにて申請検討の場合、公募要領P16(4) 実質審査項目の「太陽光発電とその他再エネを組み合わせる事業」に区分され、100kWを超える太陽光発電の基準値61,000円/t-CO2は適用とならない、という理解であっておりますでしょうか。	蓄電池は再生可能エネルギー発電設備に該当しませんので、太陽光発電設備と蓄電池の組み合わせは、「太陽光発電とその他再エネを組み合わせる事業」に区分されません。 従いまして、100kWを超える太陽光発電の基準値61,000円/t-CO2が適用されます。
24	公募要領様式第6号、費用対効果の計算内の②導入費用についてですが、こちらは補助対象経費のみの計上になりますが、それとも補助対象外経費を含む全てになりますか？	申請事業に係る総事業費が対象となりますので、総額（税込）を記載してください。
25	公募要領様式第3号 導入経費内訳の取得予定の財産の内訳ですが、太陽光発電設備を想定した場合、パネル、PCS、架台が主な内容になるかと思いましたが、この場合、それぞれ個別に記載が必要でしょうか？それとも工事費を含め、一式にして記載でもよろしいでしょうか？	固定資産台帳に記載する予定の内容にあわせて記載してください。 なお、一式と記載いただいても差し支えありません。
26	交付規定様式第1の6項(1)に記載する『責任者』とは、実施計画者における『事業実施代表者』『事業実施責任者』『経理責任者』のどれを指しますか。 もし『事業実施責任者』を指している場合、この『責任者』と(2)に記載する『担当者』は同一の者に設定することは可能ですか	交付規程様式第1別紙1実施計画書における「事業実施責任者」を想定しております。 交付規程様式第1「6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」における(1)の責任者と(2)の担当者に同一の者を設定していただいても差し支えありません。
27	公募要領様式 第5号 市町村の構想等に基づく申請であることの確認書について、首長の押印がされた原本の添付は必須でしょうか。 正・副本ともに押印されたものの写しで代用は可能ですでしょうか。	正本については、原本を提出してください。なお、副本については、写しで差し支えありません。

<p>28</p>	<p>◆前提 ・申請者は、民間事業者で納税業者 ・よくある質問「E-1」に従い</p> <p>以下の各申請書に記載する数字について以下の解釈（下線部分）でよいか教えてください。</p> <p>ア. 交付規程様式第1 様式第1（第4条第1項関係）交付申請書 「3 補助金交付申請額の（うち消費税及び地方消費税相当額）」には<u>0円と記載</u></p> <p>イ. 交付規程様式第1 様式第1 別紙2（第4条第1項関係）収支予算書 「2 支出の部 補助対象経費」は、<u>税込の金額を記載</u></p> <p>ウ. 公募要領様式第3号 経費内訳 ・所要経費「(1)総事業費」「(2)補助対象経費」：<u>消費税抜きの金額を記載</u> ・中段の「補助対象」「補助対象外」：<u>消費税抜きの金額を記載</u> ・取得予定の財産の内訳：<u>消費税抜きの金額を記載</u></p> <p>エ. 公募要領様式 第6号 費用対効果 「②導入費用」は、<u>総事業費（補助対象経費+対象外経費）の税抜き金額を記載</u></p>	<p>よくある質問の「E-1」に①～⑤に該当しない事業者である場合の消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）に関する取扱いについては、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>ア お見込みのとおりです</p> <p>イ 消費税は、補助対象経費ではありませんので、税抜きで記載してください。</p> <p>ウ 所要経費（1）総事業費…消費税込 （2）補助対象経費…消費税抜き 補助対象…消費税抜き 補助対象外…この区分に「消費税額」を記載してください 取得予定の財産の内訳…固定資産台帳に記載する予定の内容にあわせて記載してください</p> <p>エ 総事業費（税込）を記載してください</p> <p>※なお、上記回答は、消費税についての取扱いです。消費税以外の補助対象外となる費用についても、補助対象経費に含まないようにしてください。</p>
<p>29</p>	<p>公募要領別表第1材料費に関して、 『材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。』との記載がありますが、根拠となる資料とはどのようなものを想定していますか。 申請交付書に添付する項番18の『見積書』を根拠資料とすることは可能ですか。</p>	<p>お見込みのとおり「見積書」等を根拠資料とすることが可能です。</p>